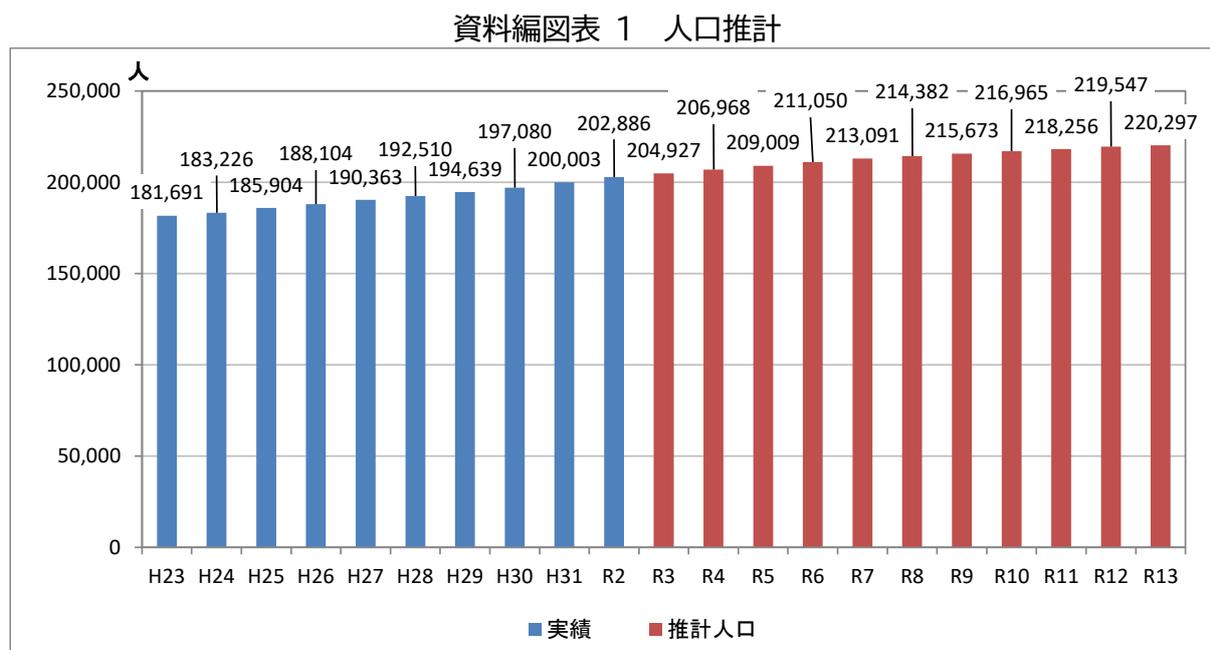


資料編

資料1. 将来予測

(1) 人口推計

本計画で用いる人口の推計は「台東区の将来人口推計」に基づき、下図のとおりです。

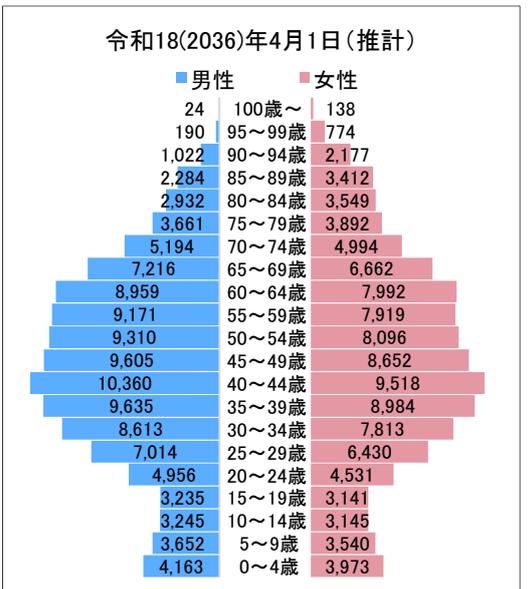
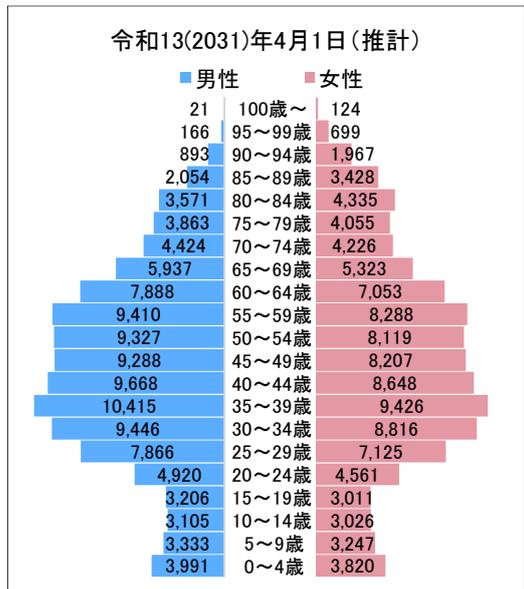
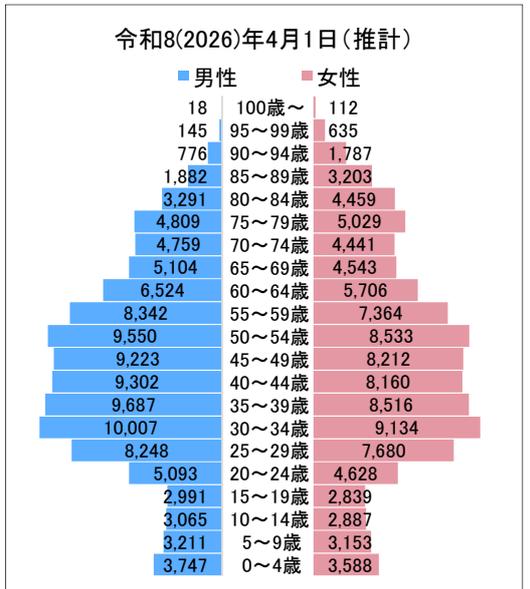
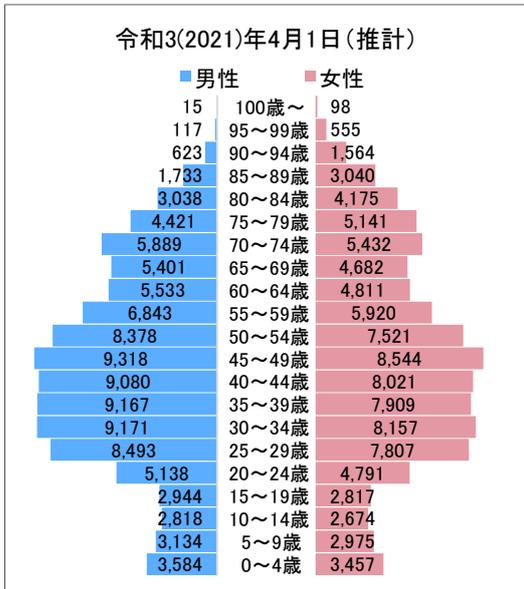
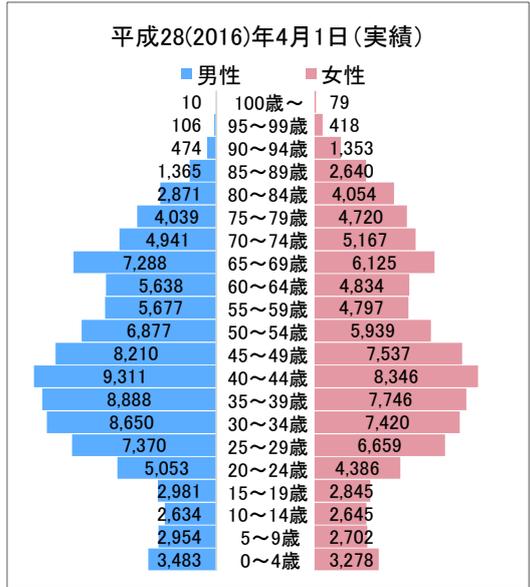
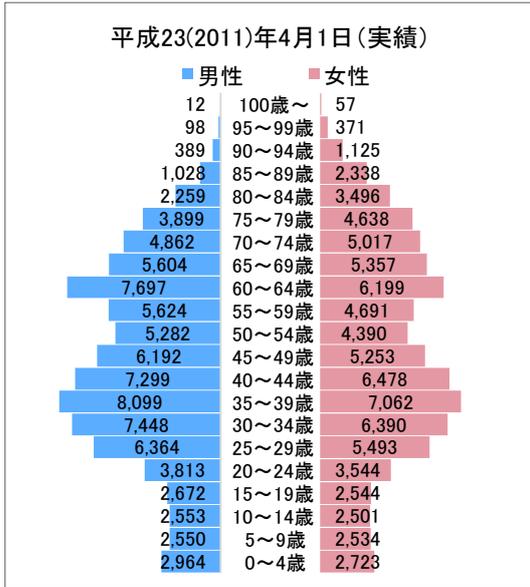


出典：台東区「台東区の将来人口推計」（各年4月1日時点の推計値）

なお、5年おきの人口ピラミッドは次ページの図のとおりとなっています。

生産年齢人口(15～64歳)の増加傾向は今後も続くものと予測されています。これに伴い15歳未満の年少人口の割合も伸び、65歳以上の高齢人口割合は減少する予測となっています。

資料編図表 2 人口ピラミッド (5年おき)



※平成 28 (2016) 年以降は外国人も含む。

資料編

(2) 現状のまま推移した場合のごみ・資源の排出量の推計（単純推計）

現状のまま推移した場合のごみ・資源の排出量の推計にあたっては、次の 8 項目に分けて、それぞれトレンド推計（過去の動態が同じで、今後もそれが継続される仮定での推計）を行いました。①～⑦までは区民 1 人 1 日あたり排出量（原単位）を推計し、⑧持込ごみは年間排出量を推計します。

①燃やすごみ	⑤資源(雑誌・雑がみ)
②燃やさないごみ	⑥資源(段ボール・その他紙類)
③粗大ごみ	⑦資源(その他の資源)
④資源(新聞)	⑧持込ごみ

なお、燃やさないごみは平成 30（2018）年度からピックアップ回収が始まっているため、平成 30（2018）年度以降のデータが不連続となり、このままではトレンド推計ができません。そこで、平成 29（2017）年度以前の燃やさないごみ量についても、ピックアップ回収がなされていたものと仮定し補正を行いました。

また、資源については、近年新聞古紙の減少傾向が著しく、逆に段ボール等の古紙が増加傾向にあるため、「新聞」「雑誌・雑がみ」「段ボール・その他紙類」「その他の資源（びん・缶、ペットボトル等）」に分けて原単位の推計を行いました。

トレンド推計で用いる回帰式は、以下に示す 5 式のいずれかとし、過去 10 年間の実績の乖離の少なさや、今後の社会的動向を考慮して推計式を選択しました。

直線式	:	$y=a+bx$	$y=$ ごみ・資源発生量
指数式	:	$y=a \cdot bx$	$x=$ 経過年数
べき乗式	:	$y=a \cdot xb$	$a, b=$ 係数
対数式	:	$y=a+b \cdot \ln(x)$	$\ln(x)$ は自然対数
分数式	:	$y=a/x+b$	

①燃やすごみ

過去 10 年間の実績から、対数式を採用してトレンド推計しました。さらに、「令和元年度 排出実態調査」より得られた燃やすごみ中の家庭ごみ・事業系ごみ割合を用いて、燃やすごみの家庭ごみ量・事業系ごみ量を算出しました。

②燃やさないごみ

ピックアップ回収を考慮して補正した過去 10 年間のデータより、対数式を採用してトレンド推計しました。さらに、「令和元年度 排出実態調査」より得られ

た燃やさないごみ中の家庭ごみ・事業系ごみ割合を用いて、燃やさないごみの家庭ごみ量・事業系ごみ量を算出しました。

③粗大ごみ

過去 10 年間の実績から、対数式を採用してトレンド推計しました。

④資源（新聞）

過去 10 年間の実績から乖離が少ない推計式は直線式ですが、新聞の排出原単位の減少傾向が続くと直線式ではマイナスの値となっていくため、指数式を採用してトレンド推計を行いました。

また、行政回収・集団回収別の量については、過去の実績を考慮して按分して算出しました。（以下の⑤～⑦の資源物についても同様です）

⑤資源（雑誌・雑がみ）

過去 10 年間の実績はほぼ横ばいであり、直線式を採用しトレンド推計しました。

⑥資源（段ボール・その他紙類）

過去 10 年間の実績は少しずつ増加傾向にあり、べき乗式を用いてトレンド推計しました。

⑦資源（その他の資源）

過去 10 年間の実績から、対数式を採用してトレンド推計しました。

⑧持込ごみ

過去 10 年間の実績から、対数式を採用してトレンド推計しました。

以上より推計した、現状のまま推移した場合のごみ・資源の排出量予測を資料編 図表 3 に示します。

資料編図表 3 ごみ・資源の排出量の予測（現状のまま推移した場合）

単位:t/年

年 度	実績					将来予測											
	平成27	28	29	30	令和元 (基準年度)	2	3 (初年度)	4	5	6	7 (中間年度)	8	9	10	11	12 (最終年度)	
人口(人) a	192,510	194,639	197,080	200,003	202,886	204,927	206,968	209,009	211,050	213,091	214,382	215,673	216,965	218,256	219,547	220,297	
家庭ごみ(区収集) b	27,622	26,943	26,867	26,291	26,381	26,610	26,643	26,689	26,819	26,813	26,793	26,782	26,853	26,782	26,790	26,739	
燃やすごみ	24,595	24,059	23,951	23,551	24,050	24,219	24,247	24,288	24,405	24,398	24,379	24,367	24,430	24,365	24,372	24,323	
燃やさないごみ	1,670	1,536	1,480	1,283	783	877	865	855	848	837	826	816	809	798	789	779	
粗大ごみ	1,357	1,348	1,435	1,457	1,548	1,514	1,530	1,546	1,567	1,578	1,589	1,599	1,614	1,620	1,630	1,636	
区収集事業系ごみ c	16,625	16,197	16,098	15,717	15,420	15,585	15,595	15,614	15,682	15,671	15,652	15,639	15,674	15,626	15,625	15,589	
燃やすごみ	15,566	15,227	15,161	14,908	14,934	15,040	15,058	15,083	15,156	15,151	15,140	15,132	15,171	15,131	15,135	15,105	
燃やさないごみ	1,059	970	937	809	485	545	537	531	527	520	513	507	502	495	490	484	
区収集ごみ量 d=b+c	44,247	43,140	42,964	42,008	41,800	42,195	42,238	42,303	42,501	42,483	42,446	42,421	42,526	42,408	42,415	42,328	
資源回収量 e	11,640	11,559	11,429	11,572	12,414	12,680	12,711	12,748	12,823	12,832	12,837	12,844	12,892	12,873	12,892	12,885	
行政回収	6,440	6,373	6,270	6,432	6,801	7,039	7,065	7,094	7,144	7,157	7,166	7,177	7,211	7,207	7,224	7,226	
集団回収	5,195	5,179	5,156	4,958	4,693	4,693	4,710	4,730	4,763	4,771	4,778	4,785	4,807	4,804	4,816	4,817	
ピックアップ回収	5	7	3	182	920	948	935	924	916	904	893	882	874	862	853	842	
ごみ・資源排出量 f=d+e	55,887	54,699	54,393	53,580	54,214	54,875	54,949	55,051	55,324	55,316	55,282	55,265	55,418	55,281	55,307	55,213	
持込ごみ g	35,282	35,121	36,250	37,194	36,596	36,760	36,887	37,004	37,114	37,217	37,313	37,404	37,489	37,571	37,648	37,722	
総排出量 h=f+g	91,169	89,820	90,643	90,774	90,810	91,634	91,835	92,055	92,438	92,532	92,595	92,669	92,907	92,852	92,956	92,935	
区民1人1日あたりのごみ・資源排出量 (g/人日) $f \div a \div \text{年間日数} \times 10^6$	793	770	756	734	730	734	727	722	716	711	706	702	698	694	690	687	
区民1人1日あたりの区収集ごみ量 (g/人日) $d \div a \div \text{年間日数} \times 10^6$	628	607	597	575	563	564	559	555	550	546	542	539	536	532	529	526	
区民1人1日あたりの資源排出量 (g/人日) $e \div a \div \text{年間日数} \times 10^6$	165	163	159	159	167	170	168	167	166	165	164	163	162	162	161	160	
区民1人1日あたりのごみ総排出量(持ち込みごみを含む) (g/人日) $h \div a \div \text{年間日数} \times 10^6$	1,294	1,264	1,260	1,243	1,223	1,225	1,216	1,207	1,197	1,190	1,183	1,177	1,170	1,166	1,160	1,156	
資源回収率 $e \div f$	20.8%	21.1%	21.0%	21.6%	22.9%	23.1%	23.1%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.3%	23.3%	23.3%	23.3%	

※人口：翌年度4月1日人口

(3) 資源化を推進した場合のごみの減量目標の算定

以下のとおり減量・資源化を進め、目標年次における1人1日あたりのごみ量を算定します。また、ごみ（燃やすごみ・燃やさないごみ）の中の資源物が資源回収に回った分は、目標年次における1人1日あたり資源量に加算します。

- 燃やさないごみの選別資源化の継続
- 古紙類、その他資源物の分別徹底
- プラスチック製容器包装及び製品プラスチックの資源化
- 粗大ごみ資源化の拡大
- レジ袋の有料化導入による排出抑制

なお、減量・資源化の目標は令和12(2030)年度を基準に設定し、令和7(2025)年度はその半分か達成されているものとして計算しました。

また、持込ごみは家庭ごみと同様の減量目標を達成すべきものとして、令和12(2030)年度の削減目標を7%と設定しました。

分別排出の徹底及びプラスチック類の資源化を進めた場合のごみ・資源の排出量予測を資料編図表4に示します。

資料編図表 4 ごみ・資源の排出量の予測（分別排出の徹底及びプラスチック類の資源化を推進した場合）

単位：t/年

年度	実績					将来予測										
	平成27	28	29	30	令和元 (基準年度)	2	3 (初年度)	4	5	6	7 (中間年度)	8	9	10	11	12 (最終年度)
人口(人) a	192,510	194,639	197,080	200,003	202,886	204,927	206,968	209,009	211,050	213,091	214,382	215,673	216,965	218,256	219,547	220,297
家庭ごみ(区収集) b	27,622	26,943	26,867	26,291	26,381	26,610	26,432	26,245	26,121	25,845	25,543	25,415	25,353	25,150	25,012	24,810
燃やすごみ	24,595	24,059	23,951	23,551	24,050	24,219	24,036	23,846	23,711	23,439	23,142	23,016	22,950	22,755	22,620	22,426
燃やさないごみ	1,670	1,536	1,480	1,283	783	877	867	857	849	835	821	810	801	788	777	764
粗大ごみ	1,357	1,348	1,435	1,457	1,548	1,514	1,528	1,543	1,561	1,571	1,581	1,589	1,602	1,607	1,615	1,620
区収集事業系ごみ c	16,625	16,197	16,098	15,717	15,420	15,585	15,465	15,340	15,252	15,075	14,881	14,796	14,750	14,621	14,530	14,401
燃やすごみ	15,566	15,227	15,161	14,908	14,934	15,040	14,927	14,808	14,725	14,556	14,371	14,293	14,252	14,131	14,047	13,927
燃やさないごみ	1,059	970	937	809	485	545	539	532	527	519	510	503	498	490	483	474
区収集ごみ量 d=b+c	44,247	43,140	42,964	42,008	41,800	42,195	41,897	41,586	41,373	40,920	40,424	40,211	40,103	39,770	39,541	39,211
資源回収量 e	11,640	11,559	11,429	11,572	12,414	12,680	12,932	13,189	13,486	13,714	13,935	14,166	14,439	14,635	14,873	15,077
行政回収	6,440	6,373	6,270	6,432	6,801	7,039	7,262	7,488	7,738	7,948	8,155	8,364	8,599	8,789	9,004	9,198
集団回収	5,195	5,179	5,156	4,958	4,693	4,693	4,735	4,777	4,832	4,861	4,888	4,920	4,966	4,984	5,017	5,037
ピックアップ回収	5	7	3	182	920	948	935	924	916	904	893	882	874	862	853	842
ごみ・資源排出量 f=d+e	55,887	54,699	54,393	53,580	54,214	54,875	54,833	54,780	54,864	54,638	54,359	54,379	54,544	54,407	54,416	54,288
持込ごみ g	35,282	35,121	36,250	37,194	36,596	36,760	36,609	36,459	36,308	36,157	36,007	35,822	35,637	35,452	35,267	35,082
総排出量 h=f+g	91,169	89,820	90,643	90,774	90,810	91,634	91,442	91,238	91,172	90,795	90,366	90,200	90,181	89,859	89,683	89,369
区民1人1日あたりのごみ・資源排出量 (g/人日) f÷a÷年間日数×10 ⁶	793	770	756	734	730	734	726	718	710	702	695	691	687	683	679	675
区民1人1日あたりの区収集ごみ量 (g/人日) d÷a÷年間日数×10 ⁶	628	607	597	575	563	564	555	545	536	526	517	511	505	499	493	488
区民1人1日あたりの資源排出量 (g/人日) e÷a÷年間日数×10 ⁶	165	163	159	159	167	170	171	173	175	176	178	180	182	184	186	188
区民1人1日あたりのごみ総排出量(持ち込みごみを含む) (g/人日) h÷a÷年間日数×10 ⁶	1,294	1,264	1,260	1,243	1,223	1,225	1,210	1,196	1,180	1,167	1,155	1,146	1,136	1,128	1,119	1,111
資源回収率 e÷f	20.8%	21.1%	21.0%	21.6%	22.9%	23.1%	23.6%	24.1%	24.6%	25.1%	25.6%	26.1%	26.5%	26.9%	27.3%	27.8%

※人口：翌年度4月1日人口

(4) 発生抑制及び資源化を推進した場合の減量目標の算定

資源化及び発生抑制を推進した場合の減量目標は、(3)の品目別減量目標に加え、

- 食品ロスの50%削減

を加えて算定しました。

持込ごみは家庭ごみと同様の減量目標を達成すべきものとして、令和12(2030)年度の削減目標を12%と設定しました。

ごみ減量目標の内訳は資料編図表5のとおりです。

資源化及び発生抑制を推進した場合の年度別のごみ・資源の排出量予測を資料編図表6に示します。

資料編図表5 ごみ減量目標
(分別排出の徹底・プラスチック類の資源化、発生・排出抑制を推進した場合)

年度	令和元年度	令和7年度	令和12年度
人口	202,886	214,382	220,297
1人1日あたりごみ量(g/人日)			
可燃ごみ	525.0	466.9	428.0
不燃ごみ	17.1	16.9	15.3
粗大ごみ	20.8	20.2	20.1
収集ごみ合計 ①	562.9	504.0	463.4
資源量 ②	167.2	178.1	187.5
(内、プラスチック類分別収集)		(10.5)	(20.4)
ごみ・資源量合計 ③=①+②	730.1	682.1	650.9
年間ごみ排出量(t/年)			
可燃ごみ	38,984	36,535	34,415
不燃ごみ	1,269	1,322	1,230
粗大ごみ	1,548	1,581	1,620
収集ごみ合計 ④	41,800	39,438	37,265
資源量(t/年) ⑤	12,414	13,935	15,077
(内、プラスチック類分別収集)		(824)	(1,643)
収集ごみ・資源量合計 ⑥=④+⑤	54,214	53,373	52,342
持込ごみ ⑦	36,596	35,074	33,196
総計 ⑧=⑥+⑦	90,810	88,447	85,537

※ 1人1日あたりごみ量及び持込ごみ量は、資料編図表6による。

※ 年間ごみ排出量=1人1日あたりごみ量×人口×365日(366日)

資料編図表 6 ごみ・資源の排出量の予測（分別排出の徹底・プラスチック類の資源化、発生・排出抑制を推進した場合）

単位：t/年

年度	実績					将来予測										
	平成27	28	29	30	令和元 (基準年度)	2	3 (初年度)	4	5	6	7 (中間年度)	8	9	10	11	12 (最終年度)
人口(人) a	192,510	194,639	197,080	200,003	202,886	204,927	206,968	209,009	211,050	213,091	214,382	215,673	216,965	218,256	219,547	220,297
家庭ごみ(区収集) b	27,622	26,943	26,867	26,291	26,381	26,610	26,314	26,008	25,761	25,362	24,935	24,691	24,509	24,189	23,930	23,609
燃やすごみ	24,595	24,059	23,951	23,551	24,050	24,219	23,920	23,610	23,354	22,959	22,538	22,296	22,110	21,799	21,543	21,231
燃やさないごみ	1,670	1,536	1,480	1,283	783	877	866	855	846	832	816	805	797	783	772	759
粗大ごみ	1,357	1,348	1,435	1,457	1,548	1,514	1,528	1,543	1,561	1,571	1,581	1,589	1,602	1,607	1,615	1,620
区収集事業系ごみ c	16,625	16,197	16,098	15,717	15,420	15,585	15,392	15,193	15,028	14,774	14,503	14,346	14,225	14,023	13,858	13,656
燃やすごみ	15,566	15,227	15,161	14,908	14,934	15,040	14,854	14,662	14,503	14,258	13,997	13,846	13,731	13,537	13,378	13,184
燃やさないごみ	1,059	970	937	809	485	545	538	531	525	516	507	500	495	486	480	471
区収集ごみ量 d=b+c	44,247	43,140	42,964	42,008	41,800	42,195	41,707	41,201	40,789	40,136	39,438	39,037	38,734	38,212	37,788	37,265
資源回収量 e	11,640	11,559	11,429	11,572	12,414	12,680	12,932	13,189	13,486	13,714	13,935	14,166	14,439	14,635	14,873	15,077
行政回収	6,440	6,373	6,270	6,432	6,801	7,039	7,262	7,488	7,738	7,948	8,155	8,364	8,599	8,789	9,004	9,198
集団回収	5,195	5,179	5,156	4,958	4,693	4,693	4,735	4,777	4,832	4,861	4,888	4,920	4,966	4,984	5,017	5,037
ピックアップ回収	5	7	3	182	920	948	935	924	916	904	893	882	874	862	853	842
ごみ・資源排出量 f=d+e	55,887	54,699	54,393	53,580	54,214	54,875	54,639	54,390	54,275	53,850	53,373	53,202	53,173	52,847	52,661	52,342
持込ごみ g	35,282	35,121	36,250	37,194	36,596	36,760	36,422	36,085	35,748	35,411	35,074	34,698	34,323	33,947	33,571	33,196
総排出量 h=f+g	91,169	89,820	90,643	90,774	90,810	91,634	91,061	90,475	90,023	89,261	88,447	87,901	87,495	86,794	86,232	85,537
区民1人1日あたりのごみ・資源排出量 (g/人日) f÷a÷年間日数×10 ⁶	793	770	756	734	730	734	723	713	703	692	682	676	670	663	657	651
区民1人1日あたりの区収集ごみ量 (g/人日) d÷a÷年間日数×10 ⁶	628	607	597	575	563	564	552	540	528	516	504	496	488	480	472	463
区民1人1日あたりの資源排出量 (g/人日) e÷a÷年間日数×10 ⁶	165	163	159	159	167	170	171	173	175	176	178	180	182	184	186	188
区民1人1日あたりのごみ総排出量(持ち込みごみを含む) (g/人日) h÷a÷年間日数×10 ⁶	1,294	1,264	1,260	1,243	1,223	1,225	1,205	1,186	1,165	1,148	1,130	1,117	1,102	1,090	1,076	1,064
資源回収率 e÷f	20.8%	21.1%	21.0%	21.6%	22.9%	23.1%	23.7%	24.2%	24.8%	25.5%	26.1%	26.6%	27.2%	27.7%	28.2%	28.8%

※人口：翌年度4月1日人口

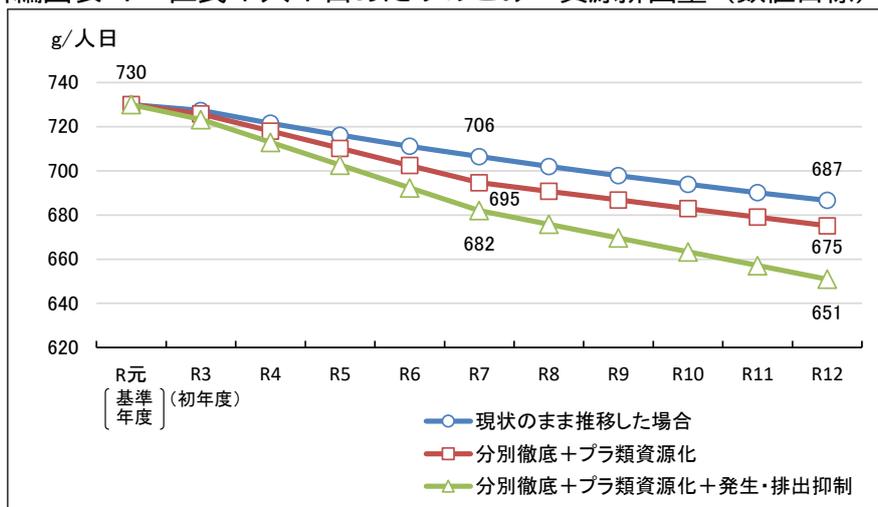
(5) 数値目標及び参考指標の比較

①区民1人1日あたりのごみ・資源排出量（数値目標）

現状のまま推移した場合、令和12（2030）年度の区民1人1日あたりごみ・資源排出量は687g/人日ですが、資源化を推進した場合は燃やすごみ・燃やさないごみの中の資源物が資源化に回ることにより、675g/人日となります。

さらに、発生抑制を進めた場合の数値目標は651g/人日となります。

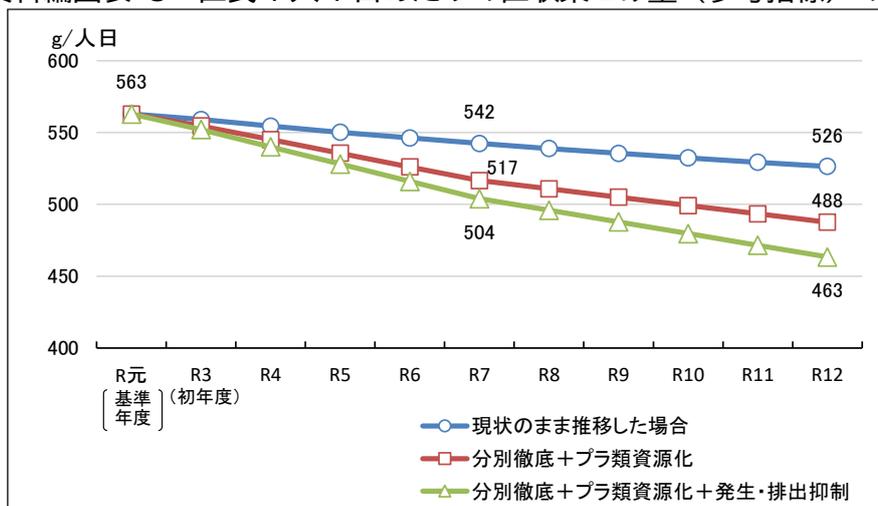
資料編図表 7 区民1人1日あたりのごみ・資源排出量（数値目標）の比較



②区民1人1日あたりの区収集ごみ量（参考指標）

現状のまま推移した場合、令和12（2030）年度の区民1人1日あたり区収集ごみ量は526g/人日、資源化を推進した場合は488g/人日、さらに発生抑制を進めた場合は463g/人日となります。

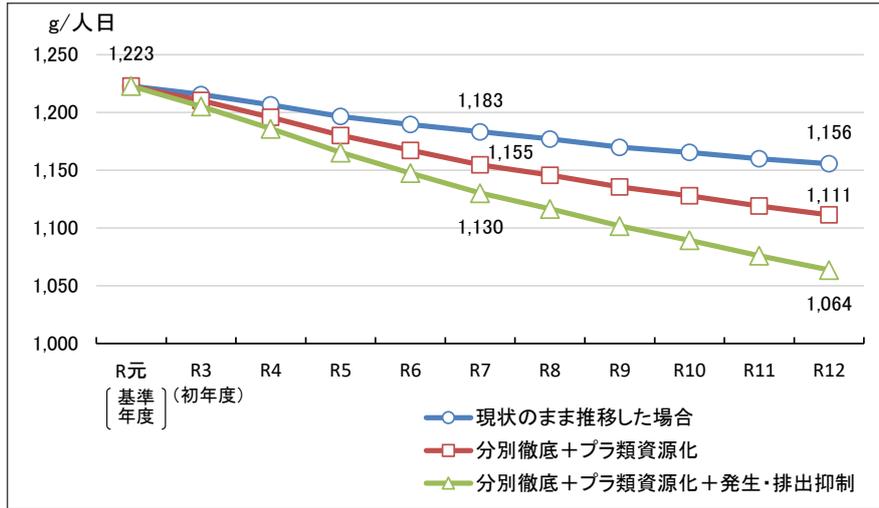
資料編図表 8 区民1人1日あたりの区収集ごみ量（参考指標）の比較



③区民1人1日あたりのごみ総排出量（含持込ごみ）（参考指標）

現状のまま推移した場合、令和12（2030）年度の区民1人1日あたりのごみ総排出量（含持込ごみ）は1,156g/人日、資源化を推進した場合は1,111g/人日、さらに発生抑制を進めた場合は1,064g/人日となります。

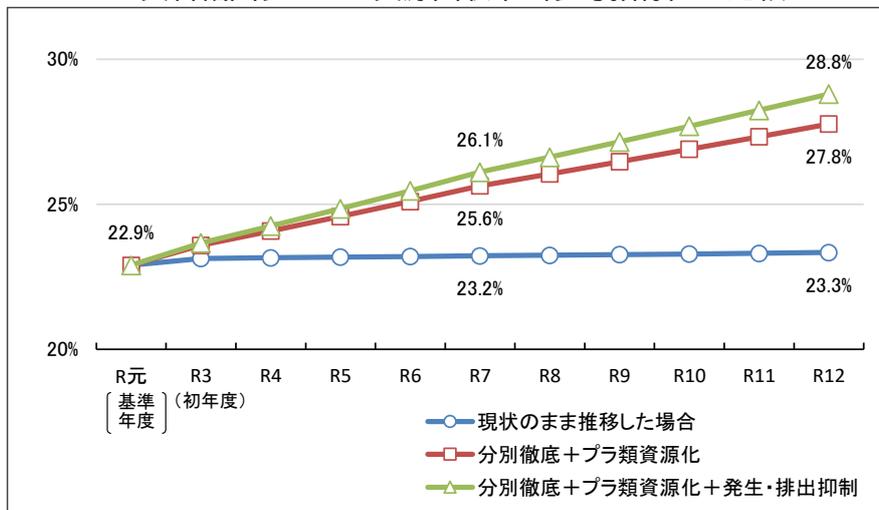
資料編図表 9 区民1人1日あたりのごみ総排出量（含持込ごみ）（参考指標）の比較



④資源回収率（参考指標）

現状のまま推移した場合、令和12（2030）年度の資源回収率は23.3%、資源化を推進した場合は27.8%、さらに発生抑制を進めた場合は資源回収率算定の分母が小さくなるため、28.8%となります。

資料編図表 10 資源回収率（参考指標）の比較



資料2. 中間処理施設及び最終処分場

(1) 東京二十三区清掃一部事務組合処理施設一覧

(令和2年12月現在)

清掃工場名	しゅん工年月	敷地面積 (約m ²)	焼却炉						工場外熱供給	煙突高さ (m)	
			型式 ※1	規模 (トン×炉数)	焼却能力 (トン/日)	設計最高 発熱量 (kJ/kg)	発電出力 (kW)	型式 ※2			
有明	平成 7.12	24,000	A	三菱重工 マルチン式	200×2	400	14,200	5,600	—	○	140
千歳	平成 8. 3	17,000	A	川崎重工 サン形	600×1	600	12,100	10,000	—	○	130
墨田	平成 10. 1	18,000	A	日立造船 デ・ロール式	600×1	600	13,000	13,000	—	○	150
北	平成 10. 3	19,000	A	三菱重工 マルチン式	600×1	600	12,100	11,500	—	○	120
新江東	平成 10. 9	61,000	A	タクマ HN型	600×3	1,800	13,400	50,000	—	○	150
港	平成 11. 1	29,000	A	三菱重工 マルチン式	300×3	900	13,400	22,000	—	—	130
豊島	平成 11. 6	12,000	B	IHI 散気管式	200×2	400	13,400	7,800	—	○	210
渋谷	平成 13. 7	9,000	B	荏原 旋回流型	200×1	200	13,400	4,200	—	—	150
中央	平成 13. 7	29,000	A	日立造船 デ・ロール式	300×2	600	13,400	15,000	—	○	180
板橋	平成 14.11	44,000	A	住友重機械 W+E式	300×2	600	12,100	13,200	交流アーク式	○	130
多摩川	平成 15. 6	32,000	A	IHI 回転ストーカ式	150×2	300	12,100	6,400	表面熔融式 回転式	○	100
足立	平成 17. 3	37,000	A	荏原 HPCC型	350×2	700	12,100	16,200	プラズマ式 金属電極	○	130
品川	平成 18. 3	47,000	A	日立造船 デ・ロール式	300×2	600	12,100	15,000	表面熔融式 放射式	○	90
葛飾	平成 18.12	52,000	A	タクマ SN型	250×2	500	12,100	13,500	プラズマ式 黒鉛電極	○	130
世田谷	平成 20. 3	30,000	C	川崎重工 流動床式	150×2	300	12,100	6,750	プラズマ式 金属電極	○	100
大田	【新】平成 26. 9	92,000	A	タクマ SNF型	300×2	600	14,800	22,800	—	—	47
	【第一】※3 平成 2. 3		A	タクマ HN型	200×3	600	12,600	9,000	—	—	41
練馬	平成 27.11	15,000	A	JFE ハイパー21ストーカ	250×2	500	14,300	18,700	—	○	100
杉並	平成 29. 9	36,000	A	日立造船 デ・ロール式	300×2	600	14,300	24,200	—	○	160
光が丘	令和 3. 3	23,000	A	タクマ SNF型	150×2	300	13,500	9,150	—	○	150

目黒・光が丘・江戸川清掃工場は建替えに伴い、稼働を停止しています。なお、光が丘清掃工場は令和2年度末から稼働予定です。有明清掃工場は平成30年度・令和元年度に延命化工事を実施しました。

※1 焼却炉分類 A…火格子(ストーカ)式焼却炉(全連続燃焼式) B…流動床式焼却炉(全連続燃焼式) C…ガス化熔融炉(全連続運転式)

※2 灰熔融炉は休止しています。

※3 大田清掃工場第一工場(平成26年度に休止)は、1炉目を令和2年度後半までに整備・再稼働させ、残りの2炉を令和4年度までに整備する予定です。

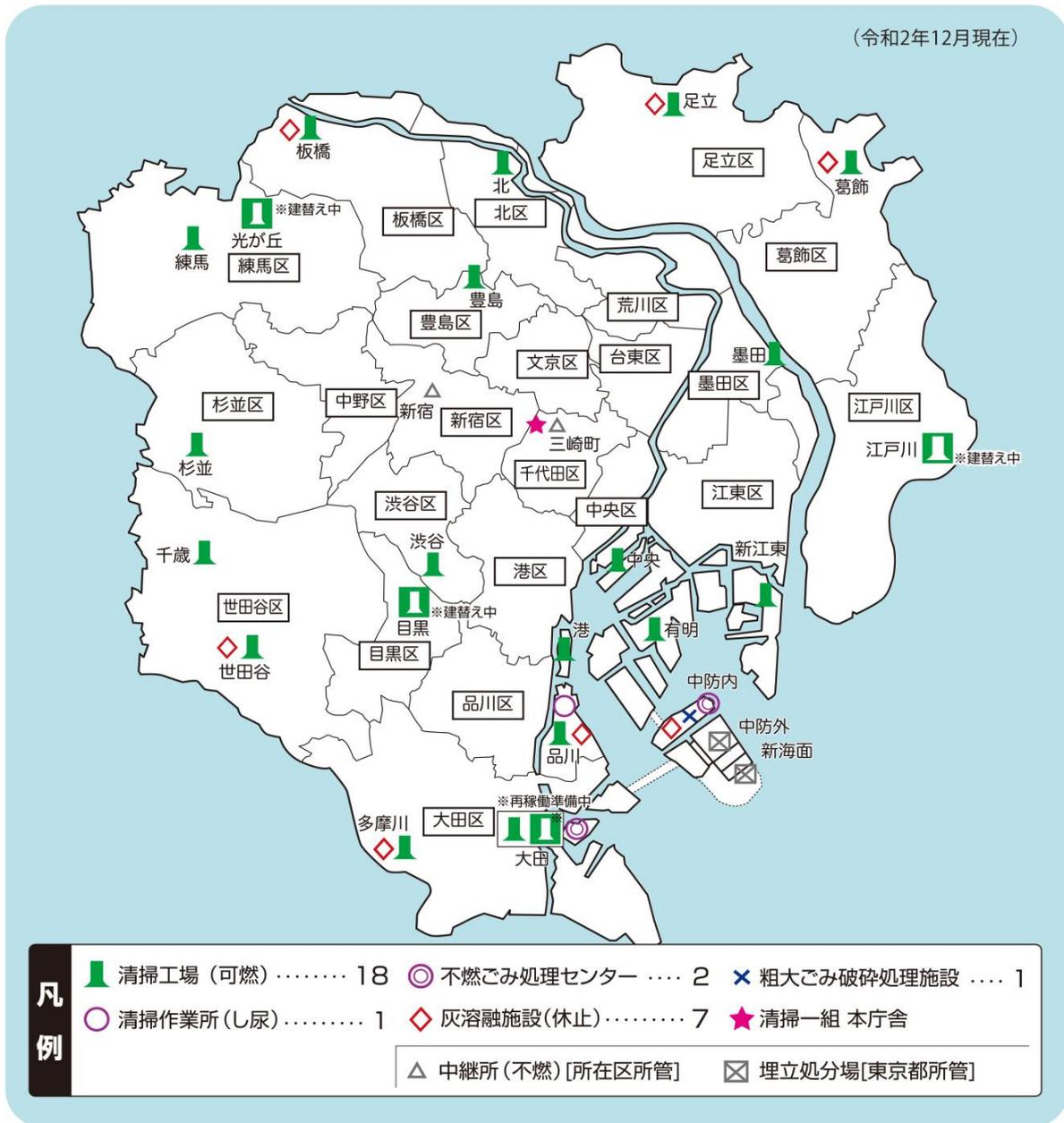
分類	施設名	しゅん工年月	処理方法	規模
不燃	中防不燃ごみ処理センター第二プラント	平成 8. 10	日立造船 横型回転衝撃式	48トン/h×2系列
	京浜島不燃ごみ処理センター	平成 8. 11	極東開発 縦型回転衝撃式	8トン/h×4系列
粗大	粗大ごみ破碎処理施設	昭和54. 6	極東開発 縦型回転衝撃式	32.1トン/h×2系列
	破碎ごみ処理施設 ※	平成 4. 7	荏原 流動床式	180トン/日×1炉
灰熔融	中防灰熔融施設 ※	平成 18. 12	三菱重工 プラズマ式・黒鉛電極	100トン/日×4炉
し尿	品川清掃作業所(下水道投入施設)	平成 11. 1	希釈処理(還元水および清掃工場処理水)	100トン/日

※ 破碎ごみ処理施設は、破碎ごみの処理を休止しています。中防灰熔融施設は、灰の熔融を休止しています。

出典：「ごみれば23 2021 循環型社会の形成に向けて」

東京二十三区清掃一部事務組合(2020(令和2)年12月)

(2) 中継所・中間処理施設・最終処分場の配置図



出典：「ごみれぽ 23 2021 循環型社会の形成に向けて」
 東京二十三区清掃一部事務組合（2020（令和2）年12月）

資料3. 用語解説

あ行

ICT (アイ・シー・ティー)

コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術のことで、Information and Communication Technology の頭文字を取ったもの。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のこと。家庭での日常生活から生じる廃棄物（家庭ごみ）と、事業活動に伴って生じる廃棄物（事業系一般廃棄物）に区分される。

一般廃棄物処理計画

廃棄物処理法第6条に基づき、区市町村がその区域内の一般廃棄物の適正な処理を行うために定める計画。長期的視点に立った基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、基本計画に基づき年度ごとに定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成される。

インセンティブ

「動機づけ」のこと。

エシカル消費

エシカル (ethical) は「倫理的な」という意味で、人や社会、環境に配慮した消費行動のことをいう。

SDGs(エス・ディー・ジーズ)

平成 27 (2015) 年 9 月の国連総会で採択された『持続可能な開発のための 2030 アジェンダ』(The 2030 Agenda for Sustainable Development)で示された具体的行動指針のことで、貧困や飢餓の撲滅、クリーンエネルギーの普及、持続可能な消費と生産、気候変動対策など 17 のグローバル目標と 169 の達成基準からなっている。英語の略称は SDGs(Sustainable Development Goals)。

か行

海洋プラスチックごみ

海洋には、陸地での消費活動や漁業活動などにより多くの海洋ごみがあり、中でも海洋プラスチックごみが大半を占めている。海洋プラスチックごみは、細かいマイクロプラスチックにまで分解されて生物に取り込まれることもあり、海洋環境や生態系に大きな影響を与えるものとして国際的な問題となっている。

家庭ごみ

一般廃棄物のうち、家庭での日常生活から生じるごみやし尿などのこと。台東区では、区が処理することを基本とする。

家電リサイクル法

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」（平成13（2001）年4月施行）。

家庭等から排出される使用済み家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機）について、廃棄物の減量化やリサイクルの促進のために、消費者、小売業者、製造事業者等の役割分担を定めている。

区収集(行政収集)

区（行政）が直接、人員・車両を投入し、もしくは業者に委託するなどしてごみや資源を収集し、処理施設などに搬入すること。台東区では、「家庭ごみ」と「家庭ごみの収集に支障のない範囲の事業系ごみ」の収集を行っている。

戸別収集

ごみ収集の方式の1つで、各建物の前に排出されたごみを1軒ごとに収集する方式のこと。

さ行

最終処分

中間処理によって発生した焼却灰などを埋立処分すること。23区及び東京二十三区清掃一部事務組合は、新海面処分場及び中央防波堤外側埋立処分場を設置・管理する東京都に、最終処分を委託している。

雑がみ

リサイクル可能な投げ込みチラシ、パンフレット、コピー紙、包装紙、紙袋、紙箱等を指す。

サブスクリプション

商品の利用方法の一つで、商品ごとに購入金額を支払うのではなく、一定期間の利用権として料金を支払う方式。

サプライチェーン

商品や製品が消費者の手元に届くまでの、原材料の調達、製造、在庫管理、物流、販売といった一連の流れのこと。

サルベージ

英語ではもともと遭難した船の人名・積荷などを救助することを意味する。食品ロスを「救済する」という意味合いで、余り食材を有効利用するサルベージ・クッキングやサルベージ・パーティといった活動が本区でも行われている。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法及び政令で定める燃え殻、汚泥、廃油、廃酸等 20 種類の廃棄物及び輸入された廃棄物をいう。

3010(さんまるいちまる)運動

宴会での食品ロスを減らすための運動で、「宴会の開始から 30 分と、閉宴 10 分前には席に座って食事を楽しみましょう」と呼びかけるもの。

シェアリング

自転車・自動車、家電、服といったモノや、空き家などの場所、サービスなどを共有すること。インターネットを通じてこれらを共有する経済の形をシェアリング・エコノミーという。

事業系一般廃棄物

一般廃棄物のうち、事業活動に伴って生じる廃棄物のこと。台東区では、自ら処理あるいは廃棄物処理業者へ委託を原則としながらも、処理能力の範囲内で区が処理することができるとしている。

事業系ごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物のこと。事業系一般廃棄物と産業廃棄物がある。

事業系有料ごみ処理券

事業系ごみを区に排出する事業者が、廃棄物処理手数料を納付し、交付を受けるシールをいう。

事業系ごみは、自ら処理あるいは廃棄物処理業者へ委託することが原則であるが、処理能力の範囲内で区が処理することができるため、区収集を利用する事業者は有料ごみ処理券を貼付したごみや資源を排出する。

事業用大規模建築物

区条例により、事業用途に供する床面積の合計が 1,000 m²以上の建築物をいう。事業用大規模建築物の所有者は、その建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。具体的には、廃棄物管理責任者の選任や、再利用に関する計画を作成する等の義務がある。

(事業者の)自己処理責任

廃棄物処理法では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」（第3条）と定めており、自ら処理あるいは廃棄物処理業者へ委託することを原則としている。

資源化処理施設

リユース・リサイクルを進めるための施設の総称。

資源有効利用促進法

正式名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成13（2001）年4月施行）。廃棄物（副産物等）の発生抑制、部品等の再使用、使用済み製品等の原材料としての再利用を総合的に推進するために、事業者が取り組むべき事項を定めている。

循環型経済

あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値の最大化を図る経済のことで、サーキュラーエコノミー（Circular Economy）とも呼ばれる。

循環型社会

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会に代わるものとして提示された概念。製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し（再使用、再生利用、熱回収の順）、最後にどうしても利用できないものは適正な処分を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

循環型社会形成推進基本法

平成13（2001）年1月施行。

循環型社会の実現に向け、国民、事業者、地方公共団体、国の役割を定めている。特に、国民及び事業者の排出者責任を明らかにするとともに、拡大生産者責任（製品などの製造者や販売者が、製品等の廃棄・処分に至るまで一定の責任を負うこと）の考え方を位置付けたことが特徴となっている。

浄化槽汚泥

水洗式便所と連結して、し尿と併せて雑排水を処理し、下水道以外に放流するための設備を浄化槽といい、そこから発生する汚泥のこと。

焼却灰のセメント原料化

清掃工場でのごみの焼却処理に発生する焼却灰（主灰、飛灰）のうち、主灰をセメント工場に持ち込み、セメントの原料として有効利用すること。

食品リサイクル法

正式名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（平成13（2001）年5月施行）。食品関連事業者などから排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化により最終処分量を減少させるとともに、肥料や飼料としてリサイクルを図るために、取り組むべき事項を定めている。

食品ロス

食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品。例えば食べ残しや、安売りなどで大量に買ったが食べきれなかった食品（手つかず食品）、野菜の皮を厚くむき過ぎたもの（過剰除去）などといった、本来食べられるのに廃棄される食品のこと。

食品ロス削減推進計画

食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき、市町村が国または都の基本方針等を踏まえて策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（市町村食品ロス削減推進計画）のこと。

食品ロス削減推進法

正式名称は「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元（2019）年10月施行）。食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としている。

食料自給率(カロリーベース)

国内で消費される食料のうち、どの程度が国内産でまかなわれているかを、食品の栄養価であるエネルギー（カロリー）を用いて算定したもの。

3R(スリー・アール)

ごみの発生抑制（Reduce=リデュース：廃棄物になる量を抑制すること）、再使用（Reuse=リユース：繰り返し使用すること）、再生利用（Recycle=リサイクル：資源として再び利用すること）を総称して3R（スリー・アール）という。今後は、3Rのうち、リサイクルに比べて取り組みが遅れている2R（リデュース・リユース）を推進していくことが求められている。

線形経済

調達、生産、消費、廃棄といった流れが一方向の経済システムのことで、リニア・エコノミー（Linear Economy）とも呼ばれる。主に大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行の経済のことを指す。

ソーシャルネットワーク

社会的な人と人、集団と集団などの関係、つながりを表す言葉。近年は、インターネット上で人と人との社会的なつながりを補助するサービスが活発になっており、インターネット上のものとして多用されるようになっている。

た行

台東区廃棄物減量等推進審議会

条例に基づき、一般廃棄物の減量の推進及び適正な処理並びに清掃事業の効率的な運営を図るために設置された区長の付属機関。

中型家電

粗大ごみ（台東区では一辺 30cm 以上）に相当し、一辺が概ね 50cm 内外の電子レンジやプリンター、炊飯器、扇風機などの家電製品。家電リサイクル法の対象となるエアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機や資源有効利用促進法の対象となるパソコンは除く。

中間処理

燃やすごみの焼却処理や燃やさないごみの破碎処理など、ごみを減量・減容すること。鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。23 区では、東京二十三区清掃一部事務組合による共同処理が行われている。

東京二十三区清掃一部事務組合

23 区内から発生する一般廃棄物の中間処理を行うために、23 区で設立した一部事務組合（地方自治法第 284 条に基づく特別地方公共団体）。

は行

廃棄物減量等推進員

廃棄物処理法第 5 条の 8 に基づき、区長が委嘱する。その役割は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関して、区の施策への協力その他の活動を地域において広めていくことにある。

廃棄物処理法

正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 46（1971）年 9 月施行）。高度経済成長に伴い多くの公害問題が顕在化した昭和 45（1970）年に制定された、廃棄物の処理に関する基本的な制度を定める一般法。

排出原単位

ごみの排出量を1人1日あたりに換算した数値をいう。

排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なりサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方。廃棄物処理に伴う環境負荷の原因者はその廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられ、その考え方の根本は汚染者負担の原則にある。

ビルピット汚泥

汚水や雑排水などを下水道放流するまでの間、一次貯留するためにビルの地下部分に設置した排水槽をビルピットといい、そこから発生する汚泥のこと。

フードシェアリング

飲食店や販売店で売れ残りなどにより廃棄されてしまいそうな食品を、ニーズのある消費者につなげることで、食品の廃棄を減らす取り組み。

フードドライブ

家庭で余っている食品（レトルト食品や缶詰など）をイベント会場や学校、職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク団体などに寄付する活動。

フードバンク

品質に問題が無いにも関わらず、包装の痛みなどで商品価値を失った食品を、企業から寄付を受けて引き取り、生活困窮者などに配給する活動、およびその活動を行う団体をいう。

プラスチック製容器包装

容器包装リサイクル法でメーカーにリサイクルが義務づけられた容器包装のうち、先行して法の対象とされたペットボトルを除くプラスチック製のものをいう。ペットボトルを含まないため、「その他のプラスチック容器」と称されることもある。

分別収集計画

容器包装リサイクル法に基づき、一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し、再資源化を図るとともに、区民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任に基づいて取り組むべき方針を示したもの。

ま行～わ行

持込ごみ

事業者や区が許可した一般廃棄物処理業者によって、清掃工場や埋立処分場などに直接持ち込まれる事業系一般廃棄物のことをいう。

容器包装リサイクル法

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 12（2000）年 4 月完全施行）。

家庭などから一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物について、消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者が再商品化するというシステムを定めている。

ローカルデポジット

「デポジット制度」とは、製品価格に一定金額の「デポジット（預託金）」を上乗せして販売し、製品や容器の使用後に返却された際、預託金を返却することによって、製品や容器の回収を促進する制度のこと。観光地や離島など、一定のまとまりを持った地域で実施されるものを「ローカルデポジット」という。

「台東区一般廃棄物処理基本計画」策定経過

1 台東区廃棄物減量等推進審議会 審議・検討経過

開催年月日・会議名称	検討内容等
令和2年3月 書面による報告および意見照会	○廃棄物排出実態調査の結果について ○台東区一般廃棄物処理基本計画における課題と解決に向け取り組むべき方向性について
令和2年7月 各委員との意見交換	○廃棄物排出実態調査等に係る審議会委員の意見について ○台東区一般廃棄物処理基本計画策定について ○台東区一般廃棄物処理基本計画策定の骨子について
令和2年9月3日 第37回 台東区廃棄物減量等推進審議会	○前計画の達成状況について ○台東区一般廃棄物処理基本計画（素案）について
令和2年10月23日 第38回 台東区廃棄物減量等推進審議会	○台東区一般廃棄物処理基本計画（素案）に対するご意見への対応について ○台東区一般廃棄物処理基本計画 中間のまとめ（案）について
令和3年1月20日 第39回 台東区廃棄物減量等推進審議会	○審議会、庁内調整による中間まとめへの反映点等について ○パブリックコメントの実施結果について ○中間のまとめからの主な変更点について ○台東区一般廃棄物処理基本計画 最終案について

2 台東区ごみ減量・資源循環推進会議 審議・検討経過

開催年月日・会議名称	検討内容等
令和2年8月24日 第1回 台東区ごみ減量・資源循環推進会議	○前計画の達成状況について ○台東区一般廃棄物処理基本計画（素案）について
令和2年10月14日 第2回 台東区ごみ減量・資源循環推進会議	○台東区一般廃棄物処理基本計画（素案）に対するご意見への対応について ○台東区一般廃棄物処理基本計画 中間のまとめ（案）について ○数値目標の設定について ○新計画における主要事業について
令和3年1月12日 第3回 台東区ごみ減量・資源循環推進会議	○審議会、庁内調整による中間のまとめへの反映点等について ○パブリックコメントの実施結果について ○中間のまとめからの主な変更点について ○台東区一般廃棄物処理基本計画 最終案について

台東区廃棄物減量等推進審議会 委員名簿

(順不同・敬称略)

区分	役 職	氏 名	所 属 等
学識経験者	会 長	山谷 修作	東洋大学 名誉教授 ごみ減量資料室 代表
	副会長	松波 淳也	法政大学 経済学部 教授
	委 員	崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー
	委 員	庄 司 元	認定 NPO 法人 環境文明 21 客員研究員
区民代表	委 員	小幡 拓也	台東区町会連合会 会長
	委 員	青田 時子 (令和2年4月15日まで)	台東区清掃リサイクル推進協議会 会長
	委 員	水島 勝美 (令和2年4月16日から)	台東区清掃リサイクル推進協議会 常任理事
	委 員	善財 裕美	台東リサイクルネットワーク 代表
事業者代表	委 員	星野 温 (令和2年4月16日から)	東京商工会議所台東支部 商業分科会 副分科会長
	委 員	早津 司朗	台東区商店街連合会 会長
	委 員	後藤 浩成	公益社団法人東京都リサイクル事業協会 事務局長
区議会委員	委 員	石川 義弘	台東区議会 保健福祉委員会 委員長
	委 員	寺 田 晃	台東区議会 環境・安全安心特別委員会 委員長

台東区廃棄物減量等推進審議会 幹事・書記名簿

役職	氏名	役職
幹事	田中 充	企画財政部長
	野村 武治	環境清掃部長(令和2年3月31日まで)
	小澤 隆	環境清掃部長(令和2年4月1日から)
書記	越智 浩史	企画課長
	関井 隆人	財政課長
	飯田 辰徳	危機・災害対策課長
	川島 俊二	区民課長
	上野 守代	産業振興課長
	小川 信彦	環境課長
	杉光 邦彦	清掃リサイクル課長
	朝倉 義人	台東清掃事務所長

台東区ごみ減量・資源循環推進会議名簿

役職	氏名	役職
委員長	小澤 隆	環境清掃部長
副委員長	田中 充	企画財政部長
委員	越智 浩史	企画課長
	関井 隆人	財政課長
	飯田 辰徳	危機・災害対策課長
	川島 俊二	区民課長
	上野 守代	産業振興課長
	小川 信彦	環境課長
	杉光 邦彦	清掃リサイクル課長
	朝倉 義人	台東清掃事務所長

花の心 たいとう宣言



台東区は古くから
花に親しむ心が受け継がれ
今なお 人々の暮らしの中で息づいています

花は 人の心を豊かにし
安らぎとゆとり 希望と勇気を
もたらします

全ての区民が 花を慈しむ心と
おもてなしの心を育み
心豊かで うるおいのあるまちを目指すことを願い
ここに 花の心 たいとう宣言をします

(平成28年4月1日 告示 第220号)

台東区一般廃棄物処理基本計画

令和 3(2021)年 3 月発行
(令和 2 年度登録第 56 号)

台東区環境清掃部 清掃リサイクル課
〒110-8615 台東区東上野4-5-6
電 話 03(5246)1018

古紙再生紙を使用しています。

